

議第65号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「330」を「320」に、「500」を「480」に、「670」を「650」に、「920」を「890」に、「1人1回につき 300」を「1人1回につき 320」に、「380」を「410」に、「540」を「580」に、「640」を「680」に、「760」を「810」に、「990」を「1,060」に、「1,110」を「1,190」に、「130」を「140」に、「250」を「270」に、「190」を「210」に、「200」を「190」に、「同 300」を「同 290」に改め、同項第2号の表中「620」を「660」に、「1,420」を「1,520」に、「8,500」を「9,090」に、「17,020」を「18,200」に、「310」を「330」に、「440」を「470」に、「1,360」を「1,450」に、「2,050」を「2,190」に、「2,730」を「2,920」に、「4,070」を「4,350」に、「5,450」を「5,830」に、「8,160」を「8,730」に改め、同項第3号の表中「380」を「410」に、「500」を「530」に、「440」を「470」に、「620」を「660」に、「800」を「860」に、「1,200」を「1,280」に改め、同項第4号の表中「280円」を「300円」に、「680円」を「730円」に改め、別表第2項の表中「190」を「200」に、「250」を「270」に、「380」を「410」に、「500」を「530」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。